



# 住宅用地は 税金が軽減されます

## 土地の固定資産税・都市計画税

**問い合わせ** 資産税課（市庁舎2階、☎65・4122）

### 土地や家屋の利用状況が変わった場合は連絡を！

住宅やアパートなどの敷地として利用している土地（以下「住宅用地」）は、その税負担を特に軽減する必要があり、その面積に応じた特例措置が適用になる場合がありますので、土地や家屋の利用状況が変わった場合は、資産税課へ連絡してください。

また、市では現地調査を実施しています。調査の一環で土地や家屋の所有者に対して、利用状況を確認することがありますので、調査へのご協力をお願いします。

### 特例措置の確認方法

特例措置の適用状況は、毎年5月に送付される納税通知書7頁の「用地認定欄」を確認してください。「住宅用地」「一部非住有」と記載がある場合は、特例措置が適用されていますが、「非住宅用地」と記載されている場合は、特例措置が適用されていません。

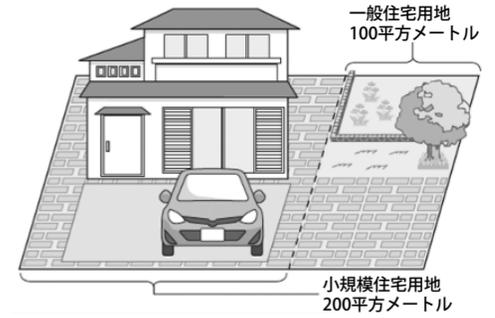
### 住宅用地と非住宅用地の税額について

固定資産税・都市計画税は、賦課期日（1月1日）時点で所有する土地や家屋の評価額を基に算出します。

住宅と、その住宅に付属する庭や自家用駐車場を、段差や仕切りなどがなく、一体として利用している敷地は、庭と駐車場も含めて「住宅用地」として認定されますが、その面積に応じて、「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けられ、それぞれ異なる特例措置が適用されます。

（図）敷地面積300平方メートルの1戸建て住宅の場合

右図を例に見てみると、敷地面積300平方メートルのうち「小規模住宅用地」が200平方メートル、「一般住宅用地」が100平方メートルであるため、税額を算出すると下表のとおりとなります。



（表）図を例に評価額を360万円と仮定した場合の計算例

住宅用地の区分	小規模住宅用地		一般住宅用地	【参考】 同じ条件で非住宅用地だった場合
	住宅1戸当たり 200平方メートルまで		住宅1戸当たり200平方メートルを超える部分	住宅用地以外の宅地
評価額	240万円		120万円	360万円
課税標準額	固定資産税	評価額の6分の1 240万円×1/6 =40万円…A	評価額の3分の1 120万円×1/3 =40万円…C	評価額の70%
	都市計画税	評価額の3分の1 240万円×1/3 =80万円…B	評価額の3分の2 120万円×2/3 =80万円…D	360万円×0.7 =252万円…E
税率 試算 税額	固定資産税 1.4%	(A+C)×1.4%=1万1200円		E×1.4%=3万5200円
	都市計画税 0.3%	(B+D)×0.3%=4800円		E×0.3%=7500円
計	1万6000円			4万2700円

仮に、この敷地がすべて「非住宅用地」である場合、税額差は2万6700円となります。このように、土地の固定資産税などの課税標準額の計算方法は、現況や用途によって異なります。

### 住宅用地に認定されない事例

住宅に隣接している土地であっても、塀やフェンスなどで仕切られ、住宅と直接行き来できない土地は、「住宅用地」として認定されません。この他、住宅と一体で利用している敷地内に事業用と認められる敷地が存在する場合や、住宅を店舗や事務所へ変更した場合など、「住宅用地」に該当しないことがあります。

なお、住宅を建築中または、建築予定の土地は認定されませんが、既存の住宅に代わる住宅の建築中など、一定の条件を満たす土地は対象となる場合があります。



# 使いみちいろいろ！ マイナンバーカード

## 身近な手続きをより簡単に！

**問い合わせ** 戸籍住民課（市庁舎水道棟3階、☎65・4234）

## マイナンバーカードの申請方法

以下の窓口またはスマートフォンから申請できます。

- ①帯広市役所  
平日 ▶ 8時45分～17時30分
- ②イトーヨーカドー帯広店（マイナンバーカードセンター）  
平日 ▶ 11時～19時  
※毎週水曜日を除く  
土日祝 ▶ 10時～17時  
※第3土曜日に続く日曜日を除く

申請方法など  
詳細はこちら ▶ 

## マイナンバーカードのできることの例

<h3>本人確認書類として</h3> <p>市役所や銀行などで、身分証明書として利用できます。</p> 	<h3>コンビニで 各種証明書を取得</h3> <p>お近くのコンビニで住民票や印鑑登録証明書などが取得できます。</p> 
<h3>健康保険証として</h3> <p>新しい医療保険者へ手続きをしていれば、就職・転職・引越越しをしても保険証として利用できます。</p> 	<h3>確定申告をご自宅で</h3> <p>市役所や税務署へ行かなくても、パソコンやスマートフォンから確定申告ができます。</p> 

## マイナポイントの申請期限は9月末まで

### マイナポイント申請までの流れ

```

    graph LR
    A[①令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人] --> B[②窓口でマイナンバーカードを受け取る]
    B --> C[③9月末までにマイナポイントを申請する]
    
```

※9月は窓口の混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

### マイナンバーカードの受け取り予約（日時指定できます）

<電話予約> 帯広市役所（マイナンバー担当） ☎65・4234  
(平日8時45分～17時30分)

<インターネット予約> 右の二次元コードから 

## 詳しくは市ホームページで確認

マイナンバーカード 特設ページ 市ホームページ ID.1014703		マイナンバーカード よくある質問 市ホームページ ID.1014752	
---	---	--	---